

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定により準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

寒川町長 木村俊雄

- 1 施行者の名称
寒川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
茅ヶ崎都市計画下水道事業第10号寒川公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年1月14日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
高座郡寒川町一之宮一丁目、一之宮二丁目、一之宮三丁目、
小谷、岡田及び岡田一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 縦覧場所
高座郡寒川町宮山165番地
寒川町都市建設部都市計画課